

議案第 5 号

小城市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する 規則

小城市学校給食センター運営委員会規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 19 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 7 月 27 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市学校給食センター条例第 6 条の規定に基づき、小城市学校給食センターの円滑かつ適正な運営に資するため、小城市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する 規則

小城市学校給食センター運営委員会規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 条」を「第 6 条」に改める。

第 2 条第 1 項中「17 人」を「27 人」に改め、同条第 2 項第 4 号中「市教育委員会」を「教育委員会」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

第 3 条第 2 項中「、副会長」を「及び副会長」に改め、同条第 3 項中「第 2 条第 2 項第 3 号及び第 4 号」を「前条第 4 項第 3 号及び第 4 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。